重要事項説明書

（介護予防支援用）

介護予防支援について、サービスを利用される前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。ご不明な点があれば、遠慮なくお尋ねください。

1　あきる台病院指定介護予防支援事業所の概要

（1）指定番号及びサービス提供地域

法人名	医療法人財団　暁
事業所名	あきる台病院指定介護予防支援事業所
所在地	あきる野市秋留 5-1-8　2 階
電話番号	042－550－7026
介護保険指定番号	東京都　1375200654 号
サービスを提供する地域	あきる野市

（2）同事業所の職員体制

担当職員 7 名（常勤 7 名、うち 1 名管理者と兼務）

（3）サービス評価の実施状況

第三者評価は実施していません。

（4）営業時間

平日（月～金曜日）	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

＊緊急時の連絡先　042－550－7026

土・日・年末年始及び営業時間外は、あきる台病院指定介護予防支援事業所の緊急携帯電話に転送されます。

2　事業の目的及び運営方針

（1）目的

利用者に対し、必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、必要な連絡調整、その他の便宜の提供を行うことにより、要介護状態の予防と、利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み続けられることを目的とします。

（２）運営方針

①事業所の担当者は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適正な利用等をすることが出来るよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行います。

③事業の実施に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

3　サービスの利用について

介護予防支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容は、別紙をご確認ください。

4　利用者負担金

（１）利用料

① 介護予防支援利用料は、介護予防支援の提供開始以降１ヶ月あたり 4，729 円（ただし、初めての月は 7，939 円）です。
介護報酬改定等により料金の変更があった場合は、担当者よりお伝えします。

② 法定代理受領によりこの介護予防支援に対し、事業者に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

③介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日あきる野市高齢者支援課介護保険係の窓口に提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

（２）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5　秘密の保持と個人情報の保護について

（１）担当職員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏ら

しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

（２）事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

6　事故発生時の対応

（１）事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）利用者に対するサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命･身体･財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

7　サービス内容に関する苦情

（１）当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の介護予防支援に関するご相談・苦情及び介護予防サービス・支援計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当職員又は、管理者までお申し出下さい。

（２）当事業所外の相談・苦情窓口

当事業所以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・あきる野市健康福祉部高齢者支援課　介護保険係
　　電話　042－558－1111（代表）
　　（月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
・東京都国民健康保険団体連合会　電話　03－6238 - 0177（直通）
　　（月～金曜日　午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）

9　その他

（１）虐待防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、職員研修を定期的に実施します。当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

（２）感染症対策について

事業所は、感染症の発生及びまん延等を防止するため、対策を検討する委

員会を定期的に開催するとともに、職員研修及び訓練を定期的に実施し、職員に対し清潔の保持、健康状態の必要な管理を行います。

（３）ハラスメント防止対策について

事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策に関する基本方針を作成し、必要な措置を講じます。合わせて顧客や事業者等からの同様の行為の防止においても、同様の措置を講じます

（４）業務継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　所在地 あきる野市秋川 5-1-8
名　称　あきる台病院指定介護予防支援事業所
代表者　医療法人財団　暁
理事長　井村　洋一　印

説明者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

令和　　年　　月　　日

利用者
住　所　あきる野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者との関係・続柄（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）